

非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償並びに証人等の実費弁償に関する条例及び岩見沢市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

国家公務員の旅費制度の見直しに係る国家公務員等の旅費に関する法律等の一部改正に伴い、当市における旅費に係る規定の整備を行う。

第2 改正の内容

国家公務員等の旅費支給規程の一部改正を受け、非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償並びに証人等の実費弁償に関する条例別表第2備考第2項及び岩見沢市議会議員の議員報酬等に関する条例別表第1備考第2項中、宿泊料に係る「甲地方」について、所要の規定の整備を行う。

現行	改正後
国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)第14条及び第15条に規定する地域	市長が別に定める地域

第3 施行期日

令和7年4月1日

岩見沢市条例第 6 号

非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償並びに証人等の実費弁償に関する条例
及び岩見沢市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここ
に公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

岩見沢市長 松 野 哲

非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償並びに証人等の実費弁償に
関する条例及び岩見沢市議会議員の議員報酬等に関する条例の一
部を改正する条例

(非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償並びに証人等の実費弁償に関する条
例の一部改正)

第 1 条 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償並びに証人等の実費弁償に關す
る条例（平成 20 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 備考第 2 項中「国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省
令第 45 号）第 14 条及び第 15 条に規定する」を「市長が別に定める」に
改める。

（岩見沢市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正）

第 2 条 岩見沢市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成 20 年条例第 25
号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考第 2 項中「国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省
令第 45 号）第 14 条及び第 15 条に規定する」を「市長が別に定める」に
改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。